



島根県報

平成21年5月12日（火）

第2,084号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更	（障害者福祉課）	2
保安林の指定の解除	（森林整備課）	2
保安林予定森林（4件）	（ " ）	2
公有水面埋立免許の出願	（漁港漁場整備課）	4

【公 告】

平成21年度登録販売者試験の実施	（薬事衛生課）	5
平成21年度における宅地建物取引業法の規定に基づく講習	（建築住宅課）	7

告 示**島根県告示第376号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成21年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		所 在 地	自立支援医療 の種類	変 更 年月日
名 称				
変 更 前	変 更 後			
有限会社さくら薬局	さくら薬局	雲南市大東町飯田250-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年 4月1日
株式会社筒井薬局	筒井薬局	雲南市大東町大東1858-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年 4月1日

島根県告示第377号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 解除に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町都万角ヶ谷5209-6、5210-3、5210-4、5211-12、5220-2から5220-4まで、5221-3、5222-3、5223-7、都万白水5224-8、5224-9、5226-1、5226-2、5242-9
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第378号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 保安林予定森林の所在場所
雲南市吉田町深野147、149、637-2、641、642、643-1、733-1
- 指定の目的
水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

吉田町深野637-2、733-1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第379号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町上久野1500-3、1500内1、1503、1504、1508-5、1516-10、1516-11、1516-14

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大東町上久野1504

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第380号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市掛合町入間1121-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第381号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町加茂北522-1、523から526まで、527-1、527-3、529

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第382号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成21年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 出願人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

松江市美保関町美保関1652-1番地の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 美保関三等三角点（北緯35度33分59秒、東経133度18分26秒、以下「原点」という。）から147度43分09秒、759.77メートルの地点

②の地点 ①の地点から87度07分41秒、1.23メートルの地点

③の地点 ②の地点から153度46分31秒、1.83メートルの地点

④の地点 ③の地点から80度30分50秒、10.99メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から167度59分46秒、26.41メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から240度13分59秒、13.02メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から148度11分50秒、3.53メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から237度24分11秒、4.09メートルの地点

ウ 面積

412.59平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

松江市美保関町美保関1638番地の一部、269番地の一部、1652-1番地の一部及び同番地先の公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 埋立区域で定める原点から146度07分04秒、770.46メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から137度13分19秒、23.70メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から227度00分14秒、33.78メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から261度38分05秒、69.50メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から351度38分05秒、50.00メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から81度38分05秒、70.00メートルの地点

ウ 面積

4,238.04平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成21年 4月27日

5 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、松江水産事務所及び松江市役所

公

告

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成21年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）第159条の4第2項及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第6条の規定により公告する。

平成21年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成21年 8月20日（木）午前10時から午後3時30分まで

2 試験場所

- (1) 松江会場 松江市東津田町1741番地 1 松江合同庁舎
松江市西川津町1060番地 島根大学
- (2) 浜田会場 浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎

3 試験の実施方法

筆記試験とし、次の事項について行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 試験願書の請求先

- (1) 県内居住者は、住所地を管轄する保健所に請求すること。
- (2) 県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887松江市殿町128番地）に請求すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書請求」と朱書し、90円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

5 提出書類

- (1) 試験願書（登録販売者試験規程様式第1号によること。）正副2通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの）を、受験票（登録販売者試験規程様式第3号によること。）にはり付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの1通
- (3) 次に掲げる受験資格を有することを証明するいずれかの書類（氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なる場合には、戸籍謄本又は抄本（発行後6月以内のもの）を添付すること。）1通
- ア 規則第159条の5第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する者にあつては、卒業証明書（原本）
- イ 規則第159条の5第2項第4号に該当する者にあつては、卒業証明書（原本）及び実務経験（見込）証明書
- ウ 規則第159条の5第2項第5号に該当する者にあつては、実務経験（見込）証明書
- エ 規則第159条の5第2項第6号に該当する者にあつては、知識経験を証する書類

6 受験手数料

14,000円に相当する額の島根県収入証紙を試験願書の正本にはり納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。

ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、現金又は株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替若しくは定額小為替により納めることができること。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

7 試験願書の受付期間

平成21年6月1日（月）から同月12日（金）まで

なお、郵送の場合は、6月12日付けの消印のあるものまでを有効とする。

8 試験願書等の提出先

- (1) 県内居住者は、住所地を管轄する保健所に提出すること。
- (2) 県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課へ提出すること。

9 合格者の発表

平成21年9月29日（火）に島根県庁前及び各保健所の掲示板並びに島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

10 その他

この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。

平成21年度における宅地建物取引業法の規定に基づく講習の指定（昭和56年島根県告示第526号）により指定した講習は次のとおりである。

平成21年 5月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 主催者の名称、住所及び連絡先

社団法人島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210-1 0852-23-6728

2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時 間	会 場 名	所 在 地
平成21年 7月 7日（火）	午前 9時50分から午後 4時10分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28
平成21年 7月17日（金）	午前 9時50分から午後 4時10分まで	ホテル宍道湖	松江市西嫁島 2-10-16
平成22年 1月 8日（金）	午前 9時50分から午後 4時10分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28
平成22年 1月15日（金）	午前 9時50分から午後 4時10分まで	ホテル宍道湖	松江市西嫁島 2-10-16

3 受講料

11,000円